

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

---

平成29年11月21日 午後 1時34分 開 会

---

出席委員

委員長	小座野 定 信
副委員長	川 村 成 二
委員	矢 口 龍 人
委員	小松崎 誠
委員	田 谷 文 子
委員	岡 崎 勉

---

欠席委員

な し

---

委員外議員

議長	中 根 光 男
副議長	古 橋 智 樹

---

出席説明者

市 長	坪 井 透
総務部長	小松塚 隆 雄
市長公室長	木 村 義 雄

---

出席書記名

議会事務局長	前 島 嘉 美
議会事務局補佐	神 野 厚
議会事務局	齋 藤 邦 彦

---

## 議 事 日 程

平成29年11月21日（火曜日）午後1時34分 開 会

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
  - (1) 平成29年第4回定例会の運営について
    - ・提出予定案件の概要について
    - ・請願等の取り扱いについて
  - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. 閉 会

---

開 会 午後 1時34分

### ○小座野定信委員長

それでは、皆さんご苦勞さまでございます。

お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

また、田谷委員より少しおくれるとの連絡がございましたので、定刻になりましたので開会いたしたいと思います。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

---

### ○小座野定信委員長

本日、坪井市長にご出席いただいておりますので、一言ごあいさつをお願い申し上げます。

坪井市長。

### ○市長（坪井 透君）

議員の皆様方には大変ご多用の中、議会運営委員会を開催いただき、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本日の説明事項でございますが、このたび開会をお願いしております平成29年度第4回定例会にご提案を予定しております案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

また、人事案件として農業委員の任命の同意につきまして、議会最終日に提出を予定させていただいておりますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明を申し上げますので、ご理解賜りますようよろしく申し上げます。

### ○小座野定信委員長

ありがとうございました。

---

### ○小座野定信委員長

次に、中根議長よりごあいさつをお願い申し上げます。

## ○議長（中根光男君）

開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、10月23日に貴委員会に諮問させていただきました平成29年第4回定例会の運営につきまして、引き続きご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、本日市長から平成30年かすみがうら市議会定例会の招集予定期日に関する通知がございましたので、その写しをお手元に配布させていただいております。市長から通知がありました招集予定期日をもとに、平成30年かすみがうら市議会定例会の日程案をそれぞれ作成し、後日ご提示したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、外部講師による議員全体研修につきまして、先般、11月10日金曜日に開催されました貴委員会でご意見を賜りまことにありがとうございました。

本研修につきましては、議会全体の機能向上と議会活動の活性化を図ることを目的に、茨城大学人文社会科学部現代社会学科の教授であります馬渡 剛氏を講師としてお迎えし、研究テーマを「(仮称)地方創生の時代と地方議会の役割と展望」と題して、来る1月29日月曜日午後2時から実施いたします。

なお、詳細につきましては、決まり次第追ってご連絡いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

以上でございます。

## ○小座野定信委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。議会事務局齋藤係長を指名します。

本日の日程は、お手元に配布いたしました会議次第のとおりであります。

---

## ○小座野定信委員長

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

まず、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

初めに、総務部長 小松塚隆雄君。

## ○総務部長（小松塚隆雄君）

それでは、ご説明をさせていただきます。

平成29年第4回定例会の提出案件についてご説明を申し上げます。

議案概要書により要旨を説明させていただきまして、内容につきましては、全員協議会において担当部課長から説明を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議案概要書の目次をごらんいただきたいと思います。

今回、提出をいたします案件は、報告2件、承認1件、条例に関する議案3件、予算に関する議案4件、指定管理者の指定に関する議案2件、契約の締結に関する議案1件の合わせて13件となっております。

また、先ほど市長のごあいさつの中にありましたように、人事案件として農業委員の任命の合意について最終日に提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、報告についてご説明をさせていただきます。

報告につきましては、報告第11号並びに報告第12号で、いずれも専決処分事項についての報告と

なっております。

続いて、条例に関する議案は、議案第 59 号から議案第 61 号の 3 件となっております。

次のページをごらんいただきまして、予算に関する案件につきましては、後程市長公室長からご説明申し上げます。

指定管理者の指定に関する議案は、議案第 66 号並びに議案第 67 号の 2 件、契約に関する議案が議案第 68 号となっております。

以上でございます。

#### ○小座野定信委員長

ありがとうございます。

次に、市長公室長 木村義雄君。

#### ○市長公室長（木村義雄君）

お疲れさまでございます。

引き続き、ご案内申し上げます。

目次のほうで、承認が 1 件ございます。

承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて、これは平成 29 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）といたしまして、先般の衆議院議員の解散に伴う総選挙の執行に係る経費を専決処分させていただいたものでございます。

右側に移りまして、予算に関する議案 4 件提案をさせていただきます。

議案第 62 号では、一般会計補正予算（第 5 号）でございます。

国・県の事業に伴う精算金に伴う予算の計上、あるいは市の事業に対する補正予算といたしまして、増額で予算を計上したものでございます。

議案第 63 号から議案第 65 号の特別会計につきましては、それぞれの事業の中で確定に伴う精算金を計上したものでございます。

以上でございます。

#### ○小座野定信委員長

ありがとうございました。

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、何かご質問ございましたら、挙手のうえ、ご発言をお願いいたします。

それでは、ないようですので、ここで執行部の方々は、ご退席をお願いいたします。

説明ありがとうございました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 4 3 分

---

再 開 午後 1 時 4 5 分

#### ○小座野定信委員長

会議を再開いたします。

次に、請願等の取り扱いについてを議題といたします。

平成 29 年第 3 回定例会以降、本日までに陳情書 1 件を受け付けてございます。

お諮りいたします。

本日までに受け付けしました陳情書 1 件につきまして、先例のとおり、その写しを議場に配布する

ことよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小座野定信委員長

異議がないので、それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、議長より発言の申し出がございます。

それでは、中根議長、ご発言お願い申し上げます。

○議長（中根光男君）

先ほど、総務部長から説明がありましたとおり、今定例会におきまして、行政組織機構の一部を改正する条例の提案が予定されております。

このため、現行の常任委員会の所管部署につきまして、一部見直しをする必要がございます。

つきましては、本職において熟考を重ねた末作成いたしました常任委員会の所管部署の見直し案につきまして、貴委員会のご意見などを賜りたく申し入れさせていただきます。

なお、この後配布させていただきます資料につきましては、議会事務局長から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

○小座野定信委員長

以上で、申し出による発言が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時47分

---

再 開 午後 1時49分

○小座野定信委員長

それでは、会議を再開いたします。

配布漏れはございませんか。

それでは、ただいま配布いたしました資料につきまして説明を求めます。

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

それでは、先ほどの議長からの申し出のとおり、今定例会においてかすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定が提出されます。それに伴いまして、委員会別所管部署の見直し（案）につきまして資料を作成しましたので、ご説明させていただきます。

資料の1ページから2ページをごらんいただきたいと思います。

1、委員会別所管部署の見直し（案）につきましては、現在の組織と見直し後の部署を掲載してございます。総務委員会、文教厚生委員会、産業建設委員会ごとに色分けでされております。また、見直しされます組織につきましても、赤で表示をさせていただきました。

見直し後の組織でございますけれども、副市長直轄に（仮称）行財政改革・公共施設等マネジメント推進室として見直してあります。

市長公室については、秘書広聴課をなくし、政策経営課の中に（仮称）秘書室として見直しを行うものです。

総務部につきましては、防災安全室から（仮称）危機管理担当に、市民部から税務課及び納税課が加わり、見直ししてあります。

市民部については、環境経済部から環境保全課が（仮称）生活環境課とし、また（仮称）市民協働

課として、市長公室秘書広聴課より市長担当以外の業務を加え、見直しがされます。

環境経済部につきましては、(仮称)都市整備課と(仮称)地域未来投資推進室を加え、(仮称)都市産業部として見直しされます。

上下水道部につきましては、(仮称)道路課を加え、(仮称)建設部として見直しをされます。

教育委員会につきましては、新たに(仮称)スポーツ振興課を加え、見直しをされます。

その他は現行のままでございます。

次に、2、委員会別所管部署数につきましてはごらんとおりでございます。

次に、3、ページをごらんいただきたいと思います。

3、かすみがうら市議会委員会条例の新旧対照表でございます。

改正する部分につきましては、ゴシック体と下線で表示しております。

第2条の2以降の(1)総務委員会につきましては、総務委員会のうち税務課及び納税課が総務部に見直しになることから、「市民部のうち税務課及び納税課」を削除し、(2)の文教厚生委員会のうち、「市民部(税務課及び納税課の所管に属する事項を除く。)」を削除し、(3)産業建設委員会の「土木部及び上下水道部」を「都市産業部、建設部」と変更となる内容でございます。

資料のとおり進めさせてよろしいか、ご意見をいただくものでございます。

以上でございます。

#### ○小座野定信委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かご質問等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

また、ご意見、ご要望がございましたら、あわせてお願い申し上げます。

ご質問等は、ございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○小座野定信委員長

それでは、質問がないようですので、本件につきましては、議長申し出並びにただいまの事務局の説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○小座野定信委員長

それでは、意見がないようですので、それでは、そのようにさせていただきます。

---

#### ○小座野定信委員長

次に、諮問に対する答申(案)についてを議題といたします。

答申(案)のデータをタブレット端末にお送りいたします。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時54分

---

再 開 午後 1時55分

#### ○小座野定信委員長

それでは、会議を再開いたします。

それでは、答申(案)につきまして、ご意見またはお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見はございませんか。

[発言する者なし]

○小座野定信委員長

それでは、ご意見もないようですので、ここでお諮りいたします。

本案のとおり、議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小座野定信委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか何かございませんでしょうか。

それでは、ここで、ちょっと資料をお配りさせていただきます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時56分

---

再 開 午後 1時57分

○小座野定信委員長

会議を再開いたします。

ただいまのお配りした資料、私のほうから概略をご説明させていただきますと、調べていただいたところ、土浦市、石岡市もやっているということですが、公共施設内での政治的印刷物の配布、販売、手記、こういったものが職員の勤務時間中に今当たり前のような形で行われていますが、中根議長のところにも何回か相談があったと。そして私にも何人かの方から苦情と申しますか、どうなんだろうという問い合わせがありまして、執行部でちょっと調べていただいたのですが、これ長野県大町市では、政治的な新聞といったものを、庁舎内での販売等を禁止する条例を制定しております。

やはり、公共施設、特に市の部長、課長、管理職の方々は、一番先頭切って中立性を保たなくてはならない立場の方が政治的色の強い新聞を自分の市役所の机の上で受け取り、またそこで集金している人もいるというのが現状になっているようです。その辺は整理しなくてはいけないのではないかなということもありまして、中根議長からのお話もあったものですから、こういうことを調べてもらったのですが、この点について執行部、庁舎管理をされております木村公室長、それと小松塚総務部長に今ちょっと現状をご説明いただこうかなと思って、残っていただきました。

ご説明あればお願いしたいと思いますが。

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

庁舎の管理につきましては、総務部の主に検査管財課で管理しておりまして、ご指摘のような形態でのいわゆる物品の販売等に関してが、特に多く要請がありますが、その都度申請をいただいて、定期的な部分はまとめていただくこともありますけれども、事務に支障がないような範囲で許可をして、いろいろなものの販売に入らせていただいているような状況はございます。

政治的な物品への制限というのは、ちょっと規定の中ではないですが、これにつきましても、対価を求めるという意味では、物品の販売にうちの市の規則の中では該当するのかなというふうに思います。現状としては、そのような形で許可を出して販売を認めているという状況にございます。

○小座野定信委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今のお配りをしていただいた資料の内容を見ますと、その下のほうにここの大町市の新聞については、係長以上にはとってもらおうということで、購読の勧誘が40年以上にわたって続いてきたというような内容であります。本市につきましては課長以上の方が購読をしているのではないかと、私のほうでは見受けているところですが、状況については、なかなかそこは断れない部分もあって、購読しているのかなという気がしております。

○小座野定信委員長

質問よろしいですか。

[委員長交代]

○川村成二副委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

実際、やはり私側から言わせていただくと、先ほども申し上げましたが、部長、課長、ほか管理職、係長の方々というのは、特に庁舎内では政治的な中立性を保たなければならない立場の方々かなと思いますが、その方々が政治色の強い新聞を個人的に購買して、毎週配達される新聞を机の上に置くというのは、どのようにお考えでしょうか。

○川村成二副委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

確かに、新聞が市民の目に触れることで、いろいろ捉え方をされるような側面もあろうかと思いません。これまでは、そのことについて特に課題として話を聞く経過もございませんでしたので、改めて課題として対応を検討させていただきたいと思えます。

○川村成二副委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

やっぱり即答はできないですか。検討しなくちゃならないような、そういう難しいことでしょうか。深く考えなくてはならないようなことがありますか。

○川村成二副委員長

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

公務員が政治的な活動を制限されるのは、選挙に関することが代表的なことなのかなと思えますし、選挙に関連するような文書というのは、特に気をつけなければならないものであると思えますから、そこについては、そういうものが目に触れたり、勤務時間中に放置をするようなことが望ましくない、いけないということはお答えできますけれども、その他の一般的な新聞との取り扱いの点につきましては、もう少し法的な状況を勉強させていただければなと思ったものですから、お答えをいたしました。

○川村成二副委員長

小座野委員。



○小座野定信委員

同じ質問ですが、市長公室長、どのようにお考えでしょうか。

○川村成二副委員長

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

今、総務部長が答えたように、相対的な考えの中でお答えはさせていただきましたが、個人的な考えの中で、購読は個人のそれぞれの自由なこともあって購読をされているのかなという見方はしております。新聞の購読に関してですね。これが購読中止ということになりますれば、皆さんで職員のみinnでそこは再度購読をやめるか、続けるのかというようなことになろうかなと思っていますので、こういう今、委員長のおっしゃったような意見、質疑も含めて、あしたちょうど部長会議がありますので、部長会議の中でお知らせをして、どう対応するかというのは諮っていきたいと思います。

○川村成二副委員長

小座野委員。

○小座野定信委員

購読は自由だと思いますが、それを庁舎内に持ち込むという行為を私は申し上げているのであって、決して主義主張はこれ個人の自由ですから、いかに公務員であっても自分の支持する政党、自分の支持する政治家があつて当然なわけですから、それを庁舎内で購読する。買ってそれを読む、また机の上に置く、そこで集金に応じるということは非常に危険な行為ではないかなというふうに思います。

私からは以上です。

[委員長交代]

○川村成二副委員長

委員長職を戻します。

○小座野定信委員長

ありがとうございました。

ほか、皆さん、何かご意見ございませんでしょうか。

川村委員。

○川村成二委員

この資料をいただいた長野県大町市ですが、実際、議会は2016年12月ですね。この後、条例改正が行われたのかどうか、どのような対処になったのかというものは事務局のほうで把握しているのでしょうか。

管理規則見ると、改正特にされていないですね。具体的な対処方法というのは何かつかんでいますか。

○小座野定信委員長

議会事務局長 前島嘉美君。

○議会事務局長（前島嘉美君）

大町市のホームページ等をちょっと確認させていただいたのと、総務部検査管財課が直接電話でお聞きした内容でございまして、ホームページに掲載をされておりました。その中では、特に執務室、カウンターの内側には、そこでのやりとりは禁止ですということ、ただカウンター越しでの販売の行為等は今現在も行っているという内容の話を伺ってございます。

条例については、ちょっと私も確認不足で申しわけないですけども、後でちょっと再度確認させてもらいたいと思います。

**○小座野定信委員長**

川村委員。

**○川村成二委員**

あと、この中に鎌倉市の例も参考にして、適切に対処したいという文書があるけれども、既にそういった対応をしている自治体もやはり調べていただいて、どのようなやり方が一番いいのか検討する必要があると思うけれども、いかがですか。

**○小座野定信委員長**

議会事務局長 前島嘉美君。

**○議会事務局長（前島嘉美君）**

鎌倉市の状況につきましても、ちょうど管理規則を確認させていただいております。鎌倉市につきましては、管理規則の中で、金品の寄付行為または物品等の購入の強要をする行為というところで禁止をされているとうたっております。新聞の購読という特別の表現はございません。

以上でございます。

**○小座野定信委員長**

川村委員。

**○川村成二委員**

今の他市の状況を聞いた内容では、強要されることに対して問題があると捉えられるので、断ることはできますよというのが基本スタンスですよね。ですので、そういった形での職員の個人の新聞購読の自由をどこまで認めるかという部分になろうかと思うので、そういった部分を執行部のほうで十分検討していただく必要があるのかなと思います。カウンターで一線を引くのか、庁舎という建物で一線を引くのか、あと、個人の判断をどこまで優先するのかということになろうかなと思いますので、これは要望で検討をお願いしたいなと思います。

**○小座野定信委員長**

では、その辺について、総務部長を初め、市長公室長、喜んで笑顔で自分から購読したいという人はなかなかいないと思うので、そういう方ももちろんいるとは思いますが、その辺よく研究をお願いします。

以上で終わります。

執行部の方には、退席をお願いします。ありがとうございました。

ここで、前島事務局長より、連絡事項がございます。よろしくをお願いします。

**○議会事務局長（前島嘉美君）**

来年度導入予定でございます議員に貸与を予定する端末機を、通信会社よりお借りしておりますので、ここで2台なんですけれども、きょうの全員協議会終了後に事務局の職員から説明させますので、実際に操作をしていただくようお願いしたいと思います。実物があります。職員が持っているものでございます。タッチペンがついていまして、PDF等については、訂正印だとか色を付けるとか文字を書けるような形になっておりますので、そういったもので後ほど見ていただきたい思います。

以上です。

**○小座野定信委員長**

以上で、説明が終わりました。

それでは、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。  
それでは、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 2時09分

かすみがうら市議会委員会条例第30条の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 小 座 野 定 信